

N P O法人うとスポーツクラブ会員会則



制定：平成18年4月1日

改定：

第1条（名称）

この会則は「NPO法人うとスポーツクラブ会員会則」（以下「会則」という）と称する。

第2条（目的）

この会則は「NPO法人うとスポーツクラブ」（以下「クラブ」という）定款第3章第6条から第10条に基づき正会員、利用会員及び、指導者の規定及び、入退会や会費等に関する事項を定め、会員の健康の保持増進とスポーツ活動の促進を図ることを目的とする。

第3条（会員）

1. 会員資格は、会費を納入後、クラブ事務局で所定の手続きを経て会員カード又は、会員シールが入会者の手元に届いた時点で資格を得る。
2. 会員資格期間は、会員資格取得日から其の年の年度末まで（3月31日）とする。
3. 正会員
 - 1) 正会員とは、クラブの目的に賛同し入会し、クラブの運営、企画等の活動を推進する個人。
 - 2) 正会員は、総会の議決権を所有する。
 - 3) 正会員は、クラブが主催するスクール事業に参加する事ができる。
 - 3) 正会員の対象は、18歳以上とする。
4. 利用会員
 - 1) 利用会員とは、クラブの活動目的に賛同し、クラブが主催するスポーツ教室及び、クラブが主宰する事業に参加する方を云う。
 - 2) 利用会員の対象は、住居、年齢は問わない。
 - 3) 会員の申し込みは、年間通じて随時受け付ける。

第4条（指導者）

- 1) 指導者とは、クラブに指導者として登録し、所定の手続きを得て認定された者を云う。
- 2) 指導者は、クラブで開催する指導者研修会に参加する義務を要する。
3. スポーツ教室、種目に指導者代表者を選任する（年度毎）、代表者は所定の会議に出席する義務を要する。
- 4) 指導者は、クラブ内指導者及び、外部指導者に仕訳ける。

：クラブ内指導者

クラブの会員であること。

指導しながら、スポーツ教室の活動に参加できる。

クラブからの派遣で大会に参加ができる。

事故に対しクラブのスポーツ保険の補償範囲内を摘要する。

：外部指導者

クラブの会員でないもの。

指導のみで、スポーツ教室の活動には参加できない。

クラブからの派遣及び、大会等には参加できない。

クラブのスポーツ保険に加入されていない指導者の事故、災害、疾病に対してはクラブとして責任を負わない。(自己責任)

第5条(会費)

1. 会費は、年会費とする

2. 年会費は新規入会時及び、継続更新時に所定の手続きを経てクラブに納入する。

3. 年会費は、法人運営費、スポーツ保険料、事務手数料等に充てられる。

法人運営費 : 施設使用料、用具、備品類代、管理費等

スポーツ保険料 : 財団法人スポーツ安全協会の保険加入

事務手数料 : カード、シール、切手及び、事務経費他に充てる。

4. 年会費を、一度納めると複数のスポーツ教室に参加できます。

5. 年会費は、返金しない。

6. 会員には会員カードを発行しクラブ会員の証とする。

7. 納入方法は

1) 事務局窓口、現金一括払い

2) 郵便振込み、一括払い(継続更新会員のみ)

3) 日専連うとスポーツクラブカード払い(1, 3, 4, 5回分割可)

8. 会費は次のとおりとする。

1) 利用会員

個人会員 中学生以下 : 4,000円

一般(高校生以上~59歳迄): 7,000円

60歳以上 : 5,300円

家族会員 3人まで 11,000円+保険料

4人目以降は大人1人増 3,000円+保険料、

中学生以下1人増 2,000円+保険料

企業会員

- A：4,000円/1人+保険料
+事務手数料1企業10,000円(但し5人以上)
B：1企業200,000円/会員数フリー
但し、保険料は企業持ち(要、契約書)

2) 正会員

該当する利用会員会費+1,000円/1人

3) 一部のスポーツ教室、種目は別途料金が必要となります。

第6条(スポーツ教室活動)

1. 正会員及び、利用会員は複数のスポーツ教室の種目に参加することができる。
2. スポーツ教室の種目は、市民のニーズ、指導者の協力体制、対費用効果等を考慮し、毎年運営委員会で検討し決定する。
3. 各、種目教室に種目代表者を選任する。(年度毎)
代表者は、担当種目の参加会員の管理を行う。(出欠簿等)
代表者は、用具・備品の管理を行い、必要な場合購入依頼を事務局に申請する。
代表者は、スケジュール(開催日、中止の決定)の管理を行う。
代表者は、指導者代表者と兼ねることは、問わない。
4. クラブ派遣大会参加条件
クラブの会員であること。
事前にクラブまで派遣要請を申請し承認を受けること。
 - . 大会名
 - . 大会日程及び、大会場所
 - . チーム代表者・指導者及び、参加者氏名(会員番号も付記すること)
 - . チーム名(出来るだけ、うとスポーツクラブと称して下さい)大会結果をクラブに報告すること。
上記の条件(~)を満たすことによりクラブの活動の一環として取り扱う。(スポーツ保険適用する)
大会登録料及び、参加料は個々に負担すること。(クラブでは負担しません)

第7条（退会、住所変更等）

1．退会

- 1）新年度に会費を納入しなかった場合は退会とみなす。
- 2）中途退会者の前納された会費は返却しません。

2．住所変更等

会員の姓名・住所及び、電話番号に変更が生じた時は、速やかにクラブに連絡すること。（事故が発生した場合、スポーツ保険の手続きに支障が生じる場合があります）

第8条（会員証及び、会員シール）

会員証の利用に際しては、次の事項を遵守すること。

- 1）会員証は新規入会時のみ発行する。
- 2）継続更新者にはシールを発行する、このシールは各自、会員証の裏面に貼り付けて当年度の会員の証にする。
- 3）会員証は、利用都度に種目代表者に提示すること。
- 4）会員証は、本人の使用に限ります。
- 5）会員証を破損・紛失した場合は、速やかにクラブに連絡すること。
実費（200円）にて再発行する。
- 6）会員優待（メリット）を受ける時は、会員証を提示すること。
- 7）退会する場合は、クラブに返却すること。

第9条（制定・改定）

- 1）制、改定は理事長が承認し、理事会に諮り決定後、発行する。
- 2）制、改定は専門部、正副部長会議にて審議し作成する。
- 3）改定事項は、「改定履歴欄」に改定日、改定事項、理由等を明記し履歴を残す。
- 4）表紙の改定日を最新版とする。

附則：この会則は平成18年（2006年）4月1日から施行する。